

第 63 号議案

小城市立保育所延長保育実施要綱を廃止する告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市立保育所延長保育実施規則を制定するため、小城市立保育所延長保育実施要綱を廃止する。

小城市教育委員会告示第 号

小城市延長保育実施要綱を廃止する告示

小城市延長保育実施要綱(平成 19 年小城市教育委員会告示第 14 号)は、
廃止する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市教育委員会告示第 14 号

小城市延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、就労形態の多様化等に伴い保育時間の延長を必要とする保護者に対し、保育所における延長保育事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施保育所)

第 2 条 事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、小城市立保育所設置条例（平成 17 年小城市条例第 106 号）第 2 条に規定する保育所とする。

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、実施保育所において、通常の 11 時間の開所時間を超えておおむね 30 分の延長保育を行うものとする。

(対象児童)

第 4 条 事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 実施保育所の入所児童で、保護者の就労等やむを得ない事情により延長保育が必要なもの

(2) 実施保育所に延長保育の利用を申し込み、かつ、実際に利用する児童

(事業の実施)

第 5 条 実施保育所は、事業を担当する職員として 2 人以上の保育士を配置するものとする。

2 実施保育所は、施設の実態に応じて、前項の事業を担当する職員以外の職員の協力を得て事業を実施することができるものとする。

3 実施保育所は、事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）に対し、間食を提供するものとする。

(費用の徴収)

第 6 条 実施保育所は、事業に要する経費の一部として、利用児童の保

護者又は扶養義務者から、毎月末日までに利用児童 1 人当たり日額 100 円に利用日数を乗じて得た額を、当該月分として徴収するものとする。

(申請等)

第 7 条 事業の利用を希望する児童の保護者は、延長保育利用申請書(様式第 1 号)によりあらかじめ小城市に申請するものとする。

2 実施保育所は、利用児童の利用状況等に関する書類として延長保育利用日誌(様式第 2 号)を整備するものとする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の小城市延長保育事業実施要綱(平成 18 年小城市告示第 19 号)の規定によりなされた、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた、手続きその他の行為とみなす。

延長保育利用申請書

年 月 日

小城市 様

保護者 住所

氏名

㊟

電話

児童との続柄

延長保育を利用したいので、次のとおり申請いたします。

対象児童	氏名 (男・女)(歳)			
	氏名 (男・女)(歳)			
	氏名 (男・女)(歳)			
延長保育希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
延長保育希望時間	平日	午前 時 分 ~ 午後 時 分		
	土曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分		
保護者の勤務状況	父親	勤務地		
		所在地		
		勤務時間	平日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
			土曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
	母親	勤務地		
		所在地		
		勤務時間	平日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
			土曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
主たる送迎者 ()	主たる送迎者の保育所までの距離と時間	自宅から km 分 勤務地から km 分		
	保育園長意見			
備考				

延長保育利用日誌

月 日 ()	担当保育士		: ~ :
			: ~ :
			: ~ :
			: ~ :
時 間	利用児童の状況		備考（児童に関する特記事項等）
	（申請済の児童）	（突然の利用児童）	
: (延長保育開始)	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	
: (30分後)	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	
: (1時間後)	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	現在 名 ----- この間に帰宅した児童の氏名	